

将来の年金、今から増やせます!

～国民年金を少しでも多く受け取るために～

①保険料をきちんと納めることが基本

国民年金は40年間(480か月)納めると満額受給できます。未納期間があると、その分年金額は減ってしまいます。まずは自分の納付状況を確認してみましょう。



②免除・猶予期間は「追納」で取り戻せます

過去に

- 保険料免除
- 納付猶予
- 学生納付特例

を受けていた期間は、10年以内であれば「追納」が可能です。追納することで、その期間分が将来の年金額に反映されます。

③任意加入で年金額をさらに上乗せ

60歳までに年金の受給資格期間が足りない方や、年金額を増やしたい60歳以上65歳未満の方は、「任意加入制度」が利用できます。

任意加入して保険料を納めることで、将来受け取る年金額を増やすことが可能です。

※加入には一定の要件があります

④付加年金で効率よく上乗せ

国民年金第1号被保険者や任意加入被保険者の方は、毎月400円を上乗せする「付加年金」に加入できます。

将来は、「200円×付加保険料を納めた月数」が年金にプラスされ、受給開始から2年で支払った保険料相当額が受け取れる仕組みです。



詳しくは役場または年金事務所まで「年金額を増やしたい」とお気軽にご相談ください。

お問い合わせ先

高知西年金事務所 ☎088-875-1717
町民課 ☎22-3117
大正町民生活課 ☎27-0112
十和町民生活課 ☎28-5112

脱炭素社会の実現のため、一人一人のライフスタイルの転換が重要です。暖かくなってきたら、歩く・自転車に乗るなど健康的な体づくりにつながる移動も取り入れてCO₂削減に取り組みましょう!

【お問い合わせ先】 環境水道課 ☎22-3119

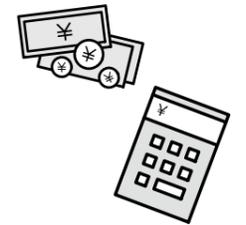
町税の滞納処分を強化します

町税は、福祉・教育・ごみ処理・道路整備など、町民の皆さまが安心して生活するための大切な財源です。町税の滞納は、期限内に納税している方との公平性を損なうだけでなく、町の財政や住民サービスに影響を及ぼします。

そこで期限内に納税している方との不公平を正すとともに、税務運営の適正化を図るための取り組みを強化します。

▶令和8年度より「一斉催告書」の発送を廃止します!

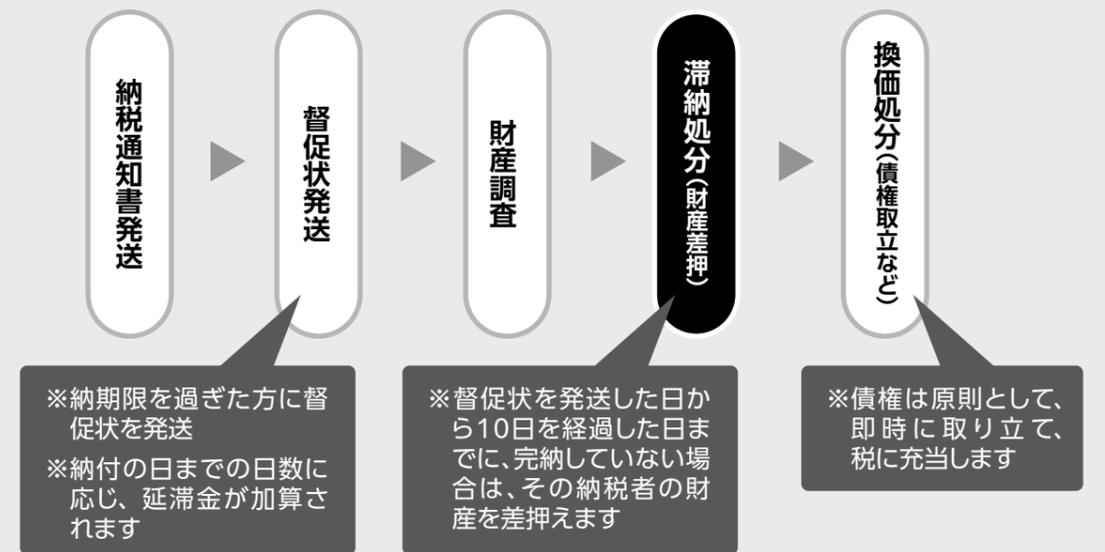
町税につきましては、これまで督促状を発送し、それでも納付が確認できない場合については、ピンク色の用紙の一斉催告書を年3回発送していました。今後は一斉催告を実施せずに、速やかに地方税法などに基づく滞納処分に移行します。



▶財産差押を強化します!

納税相談なく、町税を滞納している方に対して、滞納処分(財産差押)を迅速に行います。

滞納処分までの流れ



年度	R3	R4	R5	R6	R7(1月末現在)
差押件数	48	78	58	46	56

※差押件数は給与、年金、保険、預金などの差押件数の合計

納期限までに納税できない場合は必ず納税相談を!

事前に納税相談していただくことで、個別の事情に応じた柔軟な対応が可能となる場合があります。また、早期の相談により滞納処分を避けることができる場合もありますので、お早めにご相談ください。



お問い合わせ先 税務課 ☎22-3116